

令和8年度第6回白井市市民参加推進会議

- 1 開催日時 令和8年7月14日（火）午後1時30分～4時
- 2 開催場所 白井市役所本庁舎2階 災害対策室1
- 3 出席者 吉井信行委員、岡澤和枝委員、竹内彩乃委員、大嶋信太郎委員、折原圭太委員（名簿順）
- 4 欠席者 稲葉知恵子委員、増子直文委員
- 5 事務局 今井市民環境経済部長、元田市民活動支援課長、安岡課長補佐、栗原主任保健師、伊東主事
- 6 傍聴者 2名
- 7 議 事
 - （1）総合的評価の確認（事業番号19～22）
 - （2）中間評価（事業番号23～28）
 - （3）提言内容について
 - （4）市民参加条例の見直しについて
 - （5）その他

8 会議概要

○事務局

それでは、定刻となりましたので、令和8年度第6回白井市市民参加推進会議を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

会議開会にあたり、会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長

皆さんどうもお疲れ様です。いよいよ山場となってきました。量も多いので、じっくりと話をお伺いしながら、いろいろなご意見を伺えればと思っております。きっちり、やっていきましょう。それでは、よろしくお願いします。

○事務局

ありがとうございます。本日の出席委員は、7名中5名で過半数を超えておりますので、白井市附属機関条例第6条第2項の規定に伴い、会議は成立することを報告します。

なお、白井市審議会等の会議の公開に関する指針により、審議会等の会議は公開を原則としておりますので御了承ください。

また、会議録作成のため、今会議は録音させていただきます。あらかじめ御了承ください。

それでは、会長、進行をお願いいたします。

○会長

それでは、議事を進めてまいります。

円滑な議事進行について、皆様にご協力を一つお願いします。

始めに、議題 1、総合的評価の確認について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、資料 1－3 を中心にご覧いただければと思います。資料 1－1、1－2 は評価シートに委員の皆さんからいただいた修正点を反映させたものとなります。また、資料 1－4 は前回会議で行ったヒアリング後の意見交換内容をまとめたものとなりますので、そちらは参考資料としてご覧いただければと思います。

本日は、すでにヒアリング及び評価の修正等を終了している事業番号 19 から 22 の 4 事業について、最終評価内容の確認をお願いいたします。

事業番号 19 から順に資料 1－3、最終評価の内容についてご確認いただき、加筆・修正点等についてご意見いただきますようお願いいたします。なお、最終評価につきましては、昨年度同様、市長からの諮問に対する答申として提出することとしております。会長に進行をお返しします。

○会長

それでは、まいりましょう。事業番号 19、白井市水道事業経営戦略改定事業の最終評価につきまして、事務局から概要説明をお願いいたします。

○事務局

事業番号 19、白井市水道事業経営戦略改定事業の最終評価案の概要を説明いたします。

総合コメントでは、パブリックコメントでの意見が経営戦略に反映されたことについては評価し、検討結果の公表時期の周知についてはさらなる周知が望まれるとしました。また、審議会とパブリックコメント以外の市民参加の実施がなされると更に良いといたしました。

市民参加の実施状況が 7 点、手続きの評価の条例基準が 8 点、望ましい水準が 8 点であり、計 23 点で良好という総合的評価となっております。

手法ごとの評価では、審議会において、公募委員の割合が適切であることや LINE を活用した周知、結果の迅速な公表について評価し、事前周知については、窓口での実施などにより積極的な取組が望まれるとしました。

パブリックコメントでは、広報を様々な方法で行い、HP の閲覧数が多いことは評価し、結果公表時期の周知や各センターにおける周知、概要版の作成がなされると更に良いとしました。

以上で、事業番号 19 の総合的評価案の説明といたします。一度、会長に進行をお返しいたします。

○会長

それでは、各委員さん、御意見等あればよろしくお願いします。

いかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは、事務局からの確認事項等はございませんか。

○事務局

特にはございません。

○会長

ありがとうございます。それでは、事業番号 19 については以上ということで、次の事業番号 20、白井市下水道事業経営戦略改定事業について、事務局からのご説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、事業番号 20、白井市下水道事業経営戦略改定事業の最終評価案の概要を説明いたします。本事業につきましては、実施した市民参加の手法が事業番号 19 と同様となっているため、評価についても同様の記載としております。

市民参加の実施状況が 7 点、手続きの評価の条例基準が 8 点、望ましい水準が 8 点であり、計 23 点で良好という総合的評価となっております。

手法ごとの評価につきましても、事業番号 19 と同様の評価としております。

パブリックコメントについては、別に実施しているということですが、基本的には実施した市民参加の手法は同じですので、そちらについても、評価は同様となっております。

以上が事業番号 20 の最終の総合的評価案となります。会長に進行をお返しします。

○会長

それでは、事業番号 20 について、御意見等ある方、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

○事務局

申し訳ありません。追加でお話をさせていただくのですが、パブリックコメント自体は、水道事業と下水道事業、同じ時期に実施したとはいえ、別の計画として別々に実施しております。

コメントの数については、両方に共通するものとそれぞれ計画のものとして出てきたものがあるのですが、最終的に出てきたコメントはどちらの事業も同じ数だったということですので、補足させていただきます。

反映できたのも同じ数とのことです。

○会長

ありがとうございます。各委員さん、いかがですか。

では、事業番号 20 についての総合的評価の確認は、以上ということにさせていただきます。

続きまして、事業番号 21、第 2 次白井市教育振興計画策定事業の最終評価につきまして、事務局から概要説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、説明いたします。資料番号 21、第 2 次白井市教育振興計画策定事業の最終評価案の概要を説明させていただきます。

総合コメントにつきましては、幅広い機関や団体から意見聴取したことは評価し、一般市民からの意見聴取については、パブリックコメント以外にアンケートや意見交換会など、より広く市民の意見を聴取する方法を検討できるとよかったと評価いたしました。

市民参加の実施状況が 6 点、手続評価の条例基準が 7 点、望ましい水準が 6 点であり、計 19 点で妥当という総合評価となっております。

手法ごとの評価では、パブリックコメントにおいては、複数の意見提出方法や、十分な期間が確保されていることは評価し、事前周知において、検討結果の公表時期を明記すること、概要版の作成や問合せ可能な時期での実施などの工夫が望まれるとしました。

その他の方法につきましては、審議会等の委員に対し、書面で意見募集を行っています。学校関係者や関係団体から意見募集を行ったこと自体は評価した一方で、意見聴取した事項についての公表が望まれるとしました。

以上が事業番号 21 の最終の総合的評価案となります。会長に進行をお返しいたします。

○会長

それでは、各委員さん、いかがですか。御意見等ございますか。

●●先生、どうぞ。

○●●委員

私、その他の市民参加の手法のところに点数を記入していないようなのですが、数日前に届いた資料だと、点数が入っていない人が多いかなと思ったので、これはどうしてなのでしょう。

○事務局

そうですね。その他のところに点数が入っていない方も何人かいらっしゃいます。ただ、もともと事業番号 21 のところで、審議会として調査票を記入しておりましたが、実際には、審議会の議題としてかけたわけではなく、審議会の委員に意見募集の紙を配付して意見をもらったという形なので、その他の方法に、切り替えをさせていただいたというところで、これで確定というわけではないのですが、その部分は、修正というところで新たに評価を頂ければと思っております。

○●●委員

会長、関連してよろしいでしょうか。

○会長

●●委員、どうぞ。

○●●委員

今、御説明いただいた件についてですが、送ってきていただいた資料は、確かに追加分が記入されていなかったのですけれども、メールで送っていただいた資料がございましたよね。それには反映はされていたというふうに記憶しておりますが、いかがでしょうか。10日ぐらいに送っていただいたメールです。

○事務局

10日に送った分については、反映できているところは、したところもあるのですが、皆さん全員分というところには、まだ至っていないところではございます。最終のものにつきましては、皆さんがそろった時点で、また答申の最終案としても、点数自体は出させていたいただきたいと思っておりますので、御確認いただきたいと思っております。

○会長

それは提出の時間差ですね。

○事務局

変更にさせていただいたことに伴い、本来の提出期限とは、異なる提出をお願いさせていただいているという状況になっております。

○会長

ありがとうございます。あと、いかがですか、各委員さん。特にございませんか。

では、事業番号22、桜台センター長寿命化工事基本計画業務の最終評価につきまして、参りましょうか。事務局、概要説明をお願いします。

○事務局

説明をさせていただきます。事業番号22、桜台センター長寿命化工事基本設計業務の最終評価案の概要を説明いたします。

総合コメントでは、説明会を実施したこと自体は評価し、説明の周知期間が短く、参加者が1名であったことについては、効果的な市民参加となっていないという形にしております。また、複数回の実施や説明動画の公開など、より多くの市民に知ってもらうための工夫が望まれるとしました。

市民参加の実施状況が6点、手続評価の条例基準が7点、望ましい水準が6点であり、計19点で妥当という総合的評価となっております。

手法ごとの評価では、パブリックコメントにおいて十分な期間と複数の意見提出方法が確保されていることは評価し、適切な内容、場所での結果公表や迅速な対応が望まれるとしました。また、概要版の作成、LINEでの周知などの工夫があると、さらによいというふうに記載をさせていただいております。

その他の方法につきましては、市民を対象とした説明会を開催しています。説明会をパブリックコメントと連動させて実施したことについては評価し、事前周知期間の確保や当該センターでの開催、複数回での開催など、市民が参加しやすい環境

を整えることや、意見がない場合であっても、その結果については公表することが望まれるとしました。

以上が事業番号 22 の最終の総合的評価の案となります。会長に進行をお返しいたします。

○会長

承知しました。御意見等々いかがでしょうか。皆さん、よろしいでしょうか。先生、どうぞ。

○●●委員

最後の方に書いてある、市民が参加しやすい環境での実施というコメントは、動画とかを Y o u T u b e とかで配信するとか、そういうイメージでしょうか。

○事務局

そうですね。委員の皆さんに記載していただいた、説明動画の配信でしたりとか、例えば回数を複数回開催したりですとか。実際に実施したのは、福祉センターでの開催となっていたのですが、本来、桜台センターの工事の話なので、該当する桜台センターでの開催をしていただきたいか、そういったところを指して書かせていただいたものとなっております。

○●●委員

ありがとうございます。そうすると、また環境での実施（動画配信）とか書いておくと、前回ヒアリングで、前の資料を見直して改善されている事例もあるので、具体的に書いておいたほうが行動に移しやすいかなと思いました。

○事務局

ありがとうございます。

○会長

ありがとうございます。特に、あとはございませんか。

では、事業番号 22 についての総合的評価の確認は、以上といたします。事業番号 19 から 22 の総合的評価の確認は終了いたしました。

最終的に、事務局から、最終評価案ということで、もう一度お渡しいただけるということでよろしいでしょうか。

○事務局

答申案という形で、もう一度、最終評価については、委員の皆様にご提示をして、確認いただきたいと思っております。

○会長

ありがとうございます。

それでは、議題の 2 の中間評価に移ります。事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局

中間評価につきましては、最初の頃にお渡ししていた各事業の調査票、事業番号ごとに書いてあって、今日、追加で配付させていただいたものがあるのですがけれど

も、こちらの確認不足と確認が遅くなってしまったことにより、担当課に改めて確認しましたところ、記載内容の間違いが複数ありまして、修正したものを本日改めてお配りしております。大変申し訳ございません。

本日お配りした事業番号は、この端に書いてあるのですが、23、24、27につきまして、修正点が複数あります。本日、修正のある事業につきましては、各事業の修正点について説明させていただき、その後、資料2-1で皆様から頂いたコメント、内容について、変更すべきところや意見の異なる箇所など、答申として提出する際のコメントの内容について、検討をお願いしたいと思っております。

また、修正のない事業といたしましては、25、26、28の3事業ですが、頂いたコメントの内容について、そちらにつきましても、意見の異なる箇所など、答申として提出する際のコメントの内容の検討をお願いしたいと思っております。

皆様から頂いたコメントにつきましては、各課にフィードバックをさせていただき、今後の市民参加に生かせるような形にしたいと思っております。

本日の資料といたしまして、先に確認をさせていただきました資料2につきましては、今日の時点では、答申案の記載のフォーマットの案として捉えていただければと思っております。記載内容につきましては、本日の皆様からの意見を基に改めて作成をし、次回会議にて、答申案はお示ししたいと考えております。

一度、会長に進行をお返しいたします。

○会長

それでは、事業番号23から28の6事業について、順番に中間評価を行ってまいります。

初めに、事業番号23、農業振興地域整備計画（全体計画）策定事業の中間報告につきまして、事務局から修正点と検討する事項についての説明をお願いいたします。

○事務局

初めに、評価調書の修正点について、まずはお伝えをさせていただきたいと思えます。

概要が最初についているのですが、概要の2ページ目、3、アンケート調査の実施と書いてあるところの実施期間が、令和6年度に実施しているのですが、終了のところが令和7年度と記載間違いをしているところがありましたので、年度の修正をしております。赤いラインマーカーがついているところになります。

また、調書の審議会と書いてあるシートについて、4ページあるのですが、一番後ろのページ、4分の4と書いてあるページの一番後ろに同じく赤でラインマーカーを引いているところがあります。7番目の会議の詳細なのですが、以前こちらに記載があったのですが、今回については、それを削除しています。

理由としましては、今回評価の対象になっている全体計画のほうの審議会の開催については、担当課に改めて確認したところ、開催はこれからであり、概要のほうに記載されている「日程未定」が正しい記載となっております。今回こちらに書き

てあったのが、個別計画における審議会と混同して記載をしていたとのことで、事実と異なる記載となっておりました。審議会について、多くのコメントを頂いており、大変申し訳ないところではあるのですが、頂いたコメントにつきましては、個別計画の審議会に対するものも含め、担当課にフィードバックさせていただきたいと思っております。

修正点については、以上となります。

また、修正点ではないのですが、評価シートに記載をいただいた公募委員を入れない理由について伺いたいとの記載がございましたので、担当課に確認した内容をお伝えいたします。

本計画につきましては、白井市附属機関条例において、農業委員、公共的団体等の代表者、白井市都市計画審議会の委員、農業に従事する者としているもので、農業に関する専門的な審議会で、実際には、農家の方が保有する農地を今後どうしたいかなどを検討する委員会になるため、公募委員を配置していないところです。

次に、答申に記載する内容について御検討いただきたい点をお伝えいたします。

本計画については、農業に特化した内容を取り扱っているというところで、農業関係者等のみの審議会やアンケートを実施しているところになっております。専門的な内容であるため、審議会、アンケートについて対象者を絞っているという状況ではあるのですが、そういったところを妥当と評価するか、あとは、書いていただいたとおり、食に関することで、市民についても関連がある事項であり、公募委員の検討等をするべきか、どうしていくかというところで、妥当とするか、さらに公募委員を配置するかというところで御意見頂いているかと思っておりますので、今後どのようにコメントを記載するかというところで御意見を頂ければと思っております。よろしくお願いいたします。

では、一度、会長に進行をお返しいたします。

○会長

ありがとうございます。

今のお話ございましたけれども、御意見のある方、いかがでしょうか。各委員さん、いかがですか。

●●先生、お願いします。

○●●委員

御説明ありがとうございます。これは、例えば市民が参加したほうがいいのかという意見を提出すると、審議会に公募市民を入れるとか、そういう動きになってくるのでしょうか。

○事務局

これについては、先ほどお話をしたとおり、農業振興地域整備計画という計画で、普通の農地を通常の農地から格上げをして保全をする代わりに、農地以外に使えなくするという計画です。個人の財産について、きっちりやるということで、それを市としてこのエリアをやっていきましょーよとかというような形にしているも

のです。普通の農地は、転用といって変更することとかも比較的可能なものというのがあるのですけれども、この計画では、農地の保全を目的とするため、普通の農地のよりかなりハードルを高くするものです。

この計画については、他自治体の事例を見たのですが、市民を入れている審議会というのは、あまりない状態です。皆さんの意見として言われていたのが、そういう計画だったら、なおさら早く公表するべきではというような話は頂いていて、自分もかつて担当者として携わっていたことがありますけれども、多くの市民に聞くというのは、あまりなじまないなと思っているのですが、その一方で、この法律は、縦覧という制度を取っています。計画ができた時点で、縦覧をなさいよというふうになっていて、その制度は全ての住民が見られることになっているのです。住民の意見を言えることになっているので、どちらの対応もあるのかなと思っています。

審議会に市民を入れられるかということについては、意見としてはお伺いできますが、そこについては、通常のものであれば、できる限り反映していくというのは正しいと思いますけれども、この計画に関して言うと、白井市は別じゃないのという考えもありますけれども、他自治体でもやっていないので、あまりなじまないのかなというのは、個人的な感覚としてはあります。

ただ、入れるかどうかについて、ちゃんと検討してくださいというような意図で意見を言うことは可能だと思います。

〇〇〇委員

ありがとうございます。結構こういう委員会で、今ソーラーシェアリングとかの話があって、専門家だけで話し合っ、なかなか難しい状況が発生しているということをはかの地域で聞いたことがあったので、こういう、どこの農地として保全していくかという話に関しても、やっぱり市民の発想が入ったほうがいいこともあるのかなと思って発言させていただきました。確かに個人の財産というところに入るところだと、なかなか一般市民が入って話をするというのも難しいのかなと思うのと、そこまで専門的な領域ではないので、なかなか難しいところだなと思ったところでした。

〇会長

ありがとうございました。その他、委員さん、いかがでしょうか。ございませんか。

それでは、事務局から、その他、確認事項等あればどうぞ。

〇事務局

今、先生からも御指摘があったのですけれども、個人の財産と関わるというところで、今回のコメントについては、ある程度専門的な方たちで審議会、それからアンケートは農業関係の方だけでという形で、ある程度妥当というような方向のコメントの書き方でよろしいでしょうか。

とは言いながらも、この後にも景観計画の話が出てきますけれども、タイムリーな公表というコメントが皆さんから結構あったと思います。その部分については、例えばアンケートについても、結果の公表などが弱いというのは事実だと思いますので、少なくとも仮に市民を参加させないとするのだったら、公表についてはしっかりとしなさいよという部分については、触れていきたいなと思っております。

○会長

ありがとうございます。

○事務局

公表については、迅速な対応をというところで、追記をさせていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

以上となります。

○会長

それでは、事業番号 23、中間評価の確認は以上ということになりますので、続きまして、事業番号 24、白井市第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業の中間評価につきまして、事務局から修正点と検討する事項についての御説明をお願いいたします。

○事務局

初めに、評価調書の修正点について、お伝えをさせていただきます。

審議会の調査票について、2 ページ目の赤のラインマーカーが引いてあるところで、市民公募委員の有無というところの大きい 2 番の 2－4 の周知方法のところになります。こちらについては、図書館と情報公開コーナーでも実施していたもののチェックが漏れてしまっていたということで、そちらの 2 つの場所での周知の公開をしていたものをチェックしていなかったというところになっております。

また、その後、アンケートが、4 つやっているのですけれども、同じくそのアンケートの調査票を見ていただきまして、3 番のアンケートの取扱いのところの公表方法になります。こちらにつきましても、赤のラインマーカーが引いてあるところで、公表の方法に情報公開コーナーと図書館がチェック漏れで抜けていたというところになっております。アンケートにつきましては、4 つあるもの全て同じところ、そのチェックが抜けていたという状況でしたので、その 4 つのアンケートとも、そちらのほうチェック漏れとなっておりました。申し訳ございません。

修正点につきましては、以上となります。

次に、評価シート内で質問頂いた点について、担当課に確認した事項についてお伝えをいたします。

アンケートの内容につきまして、実施前に審議会にかけることによる効果について教えてくださいといった御質問があったかと思うのですが、審議会の委員さんから、設問の内容についてアドバイス頂けたことで、より実態を把握できる設問となったものがあるとのことでした。

具体的に申し上げますと、デジタル媒体、携帯等の使用状況を聞く設問において、スマホを持っていますか、持っていないかというそれだけを聞くのではなくて、スマホで何をしていますか、LINEを使用しているなど、使用している機能についても聞いたほうがいいのではないかと意見を頂いて、そのような設問に変更したことで、高齢者の方がどのような使い方をしているか、より具体的なところが分かる設問となったとのことを聞いております。

また、関係者へのグループインタビューについてですが、参加者が8名のときは、単なる一般のインタビューとして対応したのか、また、グループでの実施との違いはあったかというところの質問についてなのですが、本来、全3回、全てグループインタビューとしたかったそうなのですが、対象者の都合が合わず、1名の参加となってしまった回があったというところで、ただ、インタビューの内容につきましては、業務の実態等に関することも多かったため、お一人のときとグループでやったときと大きな違いは生じていないとの回答を聞いております。

以上が、頂いた御質問について、担当課に確認した内容となります。

続いて、答申等に記載していく内容について、御検討いただきたい点をお伝えさせていただきます。

アンケートについて、丁寧な広報が実施されていると書いていただいているところと、それについても、より多くの方法で事前周知をすることが望まれていますというところと、両方の御意見を頂いているところかと思えます。丁寧にできているとするか、もう少し、いろいろな方法での周知が望まれるとするかというところについて、皆さんの御意見をお伺いできたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会長に進行をお返しいたします。

○会長

ありがとうございます。それでは、各委員さん、いかがですか、御意見等ございませんか。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

ありがとうございます。このアンケートについては、特定の要介護、例えば1から5の認定を受けた方及び施設入居者、その方を除く65歳以上の市民とか、特定の人を割と限定したターゲットに対してやっているということなので、そういう面からすると、私はこれでよくやったと言うと、言い方は変ですね。よいのではないかと私は思いました。

○会長

ありがとうございます。あと、委員さん、いかがですか。

なければ、事務局から、何か確認事項ございますか。

○事務局

これについては、今の点をお伺いできればと思っております、ある程度対象が限られているアンケートも含まれているというところでは、周知としては、どちらかというところと適切になされているというような方向のコメントの書き方をさせていただくという形でよろしいでしょうか。

○会長

そういうことで、よろしくお願いいたします。

○事務局

そのようにさせていただきます。以上となります。

○会長

それでは、事業番号 24 についての中間評価の確認は、以上ということにさせていただきます。

続きまして、事業番号 25、白井市第 4 次しろい健康プラン策定事業中間評価につきまして、事務局から修正点と検討する事項についての御説明をお願いいたします。

○事務局

本事業につきましては、調査票の修正はございません。

次に、評価シート内で御質問頂いた点について、担当課に確認した事項をお伝えさせていただきます。

アンケートにつきましては、16 歳以上の回収率が、小学生 5 年生のアンケート結果と比較して低い理由についてというところかと思っております。

小学生につきましては、教頭会への周知等を含めて実施しております、学校を通じての配布、声かけ、回収というところになったので、子供たちも、かなりの高い確率で回答を出していただけているというところになっております。

16 歳以上については、通常、一般的なアンケートと同様に、郵送にて配布、回収をしております、学校の先生から声かけのあった小学生とは異なり、それと比較すると回収率が低くなったものと考えておりますが、一般的に郵送して回収をするというようなアンケートのやり方、同じやり方をしたほかの事業等と比較しますと、特別低い数値にはなっていないというところで捉えているとのことです。

ワークショップを実施しておりますが、参加者の年齢構成について御質問頂いているところです。40 代の方が 1 名の御参加、50 代の方が 3 名、60 代が 12 名、70 代が 10 名、80 代が 8 名、90 代が 1 名で、不明の方が 1 名いらっしゃって、合計で 36 名の参加者となっており、割合でいうと高齢の方の割合が多かったとのことです。

また、ワークショップについて、保健福祉センターで 1 回開催とした理由については、講演会等を同時開催するというのがございまして、1 回で多くの対象者の参加を見込んだこともあり、駐車場のある保健福祉センターで 1 回の開催としたとのことです。

以上が、御質問頂いた点に関して、担当課に確認した内容となります。

続いて、答申に記載する内容についてですが、こちらに関しては、相反する、異なる意見というところは、記載はないと事務局では捉えております。

実際には、講演会とワークショップを組み合わせ実施したことは、皆さんに評価していただいているところで、各センターでの実施やアンケートの事前周知というところが、さらにやっていくべきところとして求められているところだと考えております。

委員の皆様が、特にここは答申に記載したほうが良いと感じていらっしゃるや、私が言ったような内容は書かなくてもいいのではないかとあったことがありましたら、御意見頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

会長に進行をお返しいたします。

○会長

ありがとうございます。それでは、御意見のある委員さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局で追加の確認事項等ございますか。

○事務局

これについては、追加の確認事項はございません。

○会長

ありがとうございます。

それでは、中間評価の確認は、以上ということになります。

続きまして事業番号 26、白井市新型インフルエンザ等対策行動計画策定事業、中間評価につきまして、事務局から修正点と検討を要する事項についての御説明をお願いいたします。

○事務局

本事業につきましては、調査票自体の修正はございません。

続いて、答申に記載する内容についてというところで、本事業につきましては、調査票提出時点で実施している、実際に行っている市民参加がないという状況だったため、頂いたコメントを今後に生かすというところで担当課にフィードバックさせていただけたらと思っております。

なお、本計画については、現在パブリックコメントを実施中でして、実施に当たり、情報公開コーナー、図書館、ホームページでパブリックコメントの実施の周知を行い、メールや電子申請でも意見提出を受け付けているところとなっております。概要版についても作成しておりまして、各センターにも設置をして意見を受け付けているという状況となっております。今週末までが実施期間となっておりますので、今、実施しているということを御報告させていただきます。

コメントの追加等ありましたら、また教えていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会長に進行をお返しいたします。

○会長

ありがとうございます。それでは、御意見のある委員さん、いかがでしょうか。
それでは、事務局で追加の確認事項等ございますか。

○事務局

これについては、現在実施中ということで、特にございません。

○会長

ありがとうございました。

それでは、26 についての中間評価の確認は以上となります。

続きまして、事業番号 27、白井市景観とみどりの基本計画策定及び景観とみどり
条例制定事業の中間評価につきまして、事務局から修正点と検討する事項について
の説明をお願いいたします。

○事務局

評価調書の修正点から、お伝えをさせていただきます。

パブリックコメントの調査票になるのですが、パブリックコメントの調査票の 2
枚目の 3、パブリックコメントの取扱いのところになります。提出意見が、皆さん
に最初にお配りしたものは 0 件となっておりましたが、担当課に再確認したところ、
9 件の意見の提出があったとのことで、内容や、その下も含めて 3 のところを
全て修正しております。大変申し訳ありません。

ワークショップについても漏れがございまして、ワークショップにつきまして
は、意見周知の場所の情報公開コーナーのチェック漏れがあったというところで、
赤でラインマーカーが引いてあります。大きい修正で大変申し訳ございません。以上
が修正点です。

続いて、答申に記載する内容についてですが、大きく皆さんの間で異なる意見は
ないと捉えておりますが、ワークショップの事前周知について、ポスター、それから、
デジタルサイネージなどで周知工夫はされているというところは評価をしていた
だいているところかと思っておりますが、その一方で、条例で定められている情報
公開コーナーなので周知がなされていないというところから、周知、広報につい
ては、しっかりなされているという記載ではなく、周知方法の工夫については評価
し、周知場所については適切な取組が必要との記載をしていくことを考えておりま
す。その点につきまして、御意見等ありましたら頂きたいと思っております。よろ
しくお願いいたします。

会長に進行をお返しいたします。

○会長

ありがとうございます。それでは、各委員さん、いかがでしょうか。御意見のある
方、どうぞお願いいたします。

どうぞ。

○事務局

今、資料 2-2 で、今日はフォーマットまでで参考にといいところで書かせてい
ただいているのですが、それこそパブリックコメントについて、意見が 0 件であっ

た場合でも、その事実については公表したほうがいいだろうというところで御意見頂いて、記載を考えていたところなのですが、そちらにつきましては、実際は意見があったというところで、評価についても、また改めて記載を変えたものを皆様に確認いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございます。各委員さん、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。次に行きましょうか。

それでは、続きまして、事業番号 28、文化センター大規模改修基本計画策定事業の中間評価につきまして、事務局から修正点と検討する事項についての御説明をお願いいたします。

○事務局

本事業につきましては、調査票の修正はございません。

御質問等も、特に評価シートにはなかったかと思いますので、答申に記載する内容について、説明をさせていただきたいと思います。

委員さんたちの中で相対するような意見はないと捉えております。多くの市民が利用する施設となりますので、市民参加の方法としてアンケート以外の実施を検討していくこと、結果公表についても積極的に実施することが求められていると捉えております。委員の皆様が、特にここは記載をすべきと感じているところ等ありましたら、これについては御意見を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

会長に進行をお返しいたします。

○会長

それでは、御意見等ある方、どうぞお願いいたします。

お願いします。

○事務局

資料 2-1 のところで、皆さんに書いていただいている意見を見ますと、他の市民参加の手法について検討していただきたかったというようなものが●●委員から、●●委員からは、アンケート調査のみで十分であったかについては確認したいというようなところがありました。また、●●委員からも、幅広い市民の声を収集することを期待していますというようなところがありました。

そのあたり、ほかの事例でもあったのですが、この後、答申の中でも議論していきたいと思いますが、市民参加の方法というのはどういうものかいいのかなというのは、ちゃんと考えるほうがいいんじゃないかという部分については、皆さんの意見を踏まえると、加えてもいいのかなとは思っているところです。そのあたりについても、皆様に、入れたほうがいいのか、それとも、今回のコメントの程度でいいのかということについても御意見頂ければと思っております。

○会長

ありがとうございます。各委員さん、いかがでしょうか。

●●先生、お願いします。

○●●委員

ありがとうございます。今の段階で、何か具体的にアンケート以外の手法を盛り込もうとされているのかというのは、御存知でしょうか。

○事務局

この計画自体が、実は少し形を変えて計画を策定するという形になってしまっていて、当初想定していたものではない形になるので、この段階で終了となります。もともとは、大規模な修繕計画を考えて、進めていたところですが、少し見直しをするというような形になったというふうに聞いています。

○●●委員

ないということですね。

○事務局

はい。これで終了するというような形で聞いています。

○会長

各委員さん、いかがですか。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

今さらなのですが、この大規模改修というのは、設備の老朽化の改善とかというのがメインなのですかね。何か新しい用途とか、新しい機能みたいなのが付加されてとか、そういう話までは行かないのでしょうか。

○事務局

申し訳ありません。実は課としては正直分かっていなくて、計画自体を、どんな方向性で進めるという話は聞いているのですけれども、内容までは見ていないというような状態になっています。まだ計画自体が策定されているわけではなくて、公表しているものも審議会とかを行っているわけではないので、私たち職員もわからないところになります。ただ、当初は、大幅に改修をするというようなところを目指していたのを、対処療法というような形の修繕にとどめるというような形に変更するという話は聞いています。

○●●委員

対処療法としてのということは、老朽化の部分を直すとか、より良くするとか、そんな大きな変更とか修正ないという感じで収まったということでしょうか。

○事務局

当初は、大幅な機能の見直しを含めて検討するという計画の策定を進めていたところですが、出来上がるものについては、そういうものにならないというような形だと聞いています。

○会長

あと、いかがですか、各委員さん。

●●委員。

○●●委員

この白井市文化センターについては、以前もこの会議で評価をさせていただいた記憶があります。ですから、さらにということで実施をされたものだろうなというふうには理解をしていたのですが、私は、ほかの市民参加もというコメントを記載させていただきました。この時点では、基本計画の策定の参考にするためにということでのアンケートということでしたが、これは回収数としては829、これが多いのか、あるいは少ないのかというところの評価が、この調査票ではできないのです。広くという意味で、ネットとかも活用され、周知をされていたと思うのですが、ただ、基本計画は参考ということで、アンケート以外にも何か、もう少し直接的な市民の声を聞く機会があってもよかったのではないかなというところから、私はこういった記載にさせていただいたところであります。

○会長

ありがとうございます。

○事務局

ありがとうございます。

○会長

●●委員、どうぞ。

○●●委員

この際に聞きたいのですが、アンケートは829件の回収があったということですね。皆さんも評価されているように、非常に市民の関心が高いと思います。なぜ関心が高いのに、この計画が先細りになったのか。これについても、しっかりと反省して、次につなげるような、そんなコメントを書いていたきたいなと思います。市民の意見が無になっているような、そんな状況に見えますので、せっかくこれだけの意見を回収しているのですから、市民の声を大事にしていきたいというコメントが何かあったらいいのではないかなと思いました。この場で言うべきかどうか分からないので、事務局にお任せします。以上です。

○事務局

ありがとうございます。内容については検討しますが、寄せられた意見に対しての対応という部分については書けると思いますけれども、今回は手続とか、この対応についてどうするかという話なので、そのあたり少し検討して、皆様にお返しできればと思っています。

○会長

ありがとうございます。今お話がございましたが、各委員さんの御感想、御意見については、極力反映をして載せていただくようにしていきたいと思います。もちろん直接関係ないような部分については除くのですが、何らかの形でつながることについては、御意見としては、反映をしていただくように御検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。

○会長

それでは、これで事業番号 23 から 28 の中間評価については、終了とさせていただきます。

続きまして、議題の 3、提言内容について、事務局からの御説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、資料 3－1 を御覧ください。

資料 3－1 は、答申の案の一部となっております。本日につきましては、5 ページ、6 ページに記載をさせていただいている市民参加の実施に関する提言の内容について、御検討をいただきたいと思っております。

本年度は、多くの事業の総合的評価、それから中間評価をしていただいております。評価をする中で、皆様から頂いた意見の内容を提言案として、大きく 4 つに今回まとめさせていただきました。

概要を説明させていただきますと、一つ目につきましては、事前周知及び結果公表の徹底についてということで、SNS や LINE、メール配信の活用というところでは、時代に合った方法を選択している事業もあった一方で、条例で定められている場所での事前周知や結果公表がない事業、それから、パブリックコメントで意見が 0 件であったために、その結果自体を公表していない事業など、適切な市民参加がなされていない事業もありました。

事前周知、結果公表を適切な場所で行うということは、市民が市政に関心を持ち、市民参加する機会につながると考えられることから、条例に定められた内容及び場所での事前周知や結果公表を徹底していくほか、SNS の活用など、対象に合わせた効果的な周知、それから公表の方法の工夫を継続していくというところを求める内容を 1 点記載させていただいております。

二つ目につきましては、市民から直接意見を収集する機会の確保と、そのタイミングについてで、パブリックコメントで多くの意見が寄せられたものの、方向性が既に定まっていたことから、意見をあまり反映できていない事業というものもございました。

市民生活に直接影響を与える内容の計画案の策定においては、市の施策として取り組む内容を決定する過程において、市民の意見を直接収集する機会を確保することで市民ニーズをよりの確に捉えるなど、そういったニーズを捉えた施策の立案につながるものと考え、特に市民生活に直接かつ重要な影響を与える計画等の策定においては、施策案を考える段階で、市民が直接意見を述べるができる機会を確保するよう努めることを求める内容とさせていただいております。

三つ目は、意見の収集方法の工夫についてとなります。同じくパブリックコメントの実施に当たりというところで、例えば概要版や動画の作成などというところで、市民の方の理解を促す工夫ですとか、Web 回答の導入など、意見を提出しやすく

する、そういった環境を整備している事業数というのは増えてきていると思いますが、その一方で、意見収集における工夫はされているのですが、テーマの専門性等もあると思うのですが、意見提出につながらない事業というものもございました。

このことから、市民に直接説明する機会を設けるなど、市民が事業に対する関心を高め、意見を提出しやすい環境を整えることが必要というふうを考え、ワークショップ、それから意見交換会、説明会など、市民が事業に関心を持つ機会を確保するとともに、引き続きWebの活用をするとか、回答しやすい環境というものを整えていくことで、パブリックコメントへの関心が高まるような取組の実施を期待するものとして、三つ目は記載をさせていただいております。

四つ目、市民参加の評価方法の見直しについてとなります。市民参加の評価方法においては、複数の市民参加の手続を実施した事業と、一つの手続のみを実施した事業の総合評価が同じ点数になってしまうこととか、あとは、同じ内容の市民参加を実施しているのですけれども、評価の点数に少し差が出る場合など、そういった現行の評価方法ですと、評価の公平性の担保というのが少し難しいのではないかとというような事例がありました。

また、会議においては、市民参加を実施した事実の確認ではなくて、要は、やったかやらないかみたいな客観的事実の確認をしていくというところではなくて、この事業の内容に対して実施した市民参加がちゃんと適切であったか否かの議論を十分にできるよう、実施の有無については、評価実施前に確定した資料をやったかやらないかについては、しっかりと確定した資料を用いて評価を行うなどの工夫が望まれるということを記載させていただけたらと思っております。適切な事業評価を行うということは、よりよい市民参加の実施につながるというところはもちろんあるのですが、実施した市民参加の効果について、また十分に委員の皆様にも議論できるような体制を整えていくというところ、それから公平性を担保できるような客観的な評価方法について、さらに検討を求めていくというようなものを記載させていただきました。以上4点となっております。

提言の内容として加えるべきもの、それから、逆に削除すべきもの、それから提言に加筆修正すべき点等も含めて、そういったものがございましたら、御意見を頂きたいと思っております。

なお、今回に関しましては、てにをはなどの接続詞や細かい表現などについては、今回の皆様の意見を踏まえて、改めて修正をさせていただきたいと思っております。

以上となります。会長に進行をお返しいたします。

○会長

ありがとうございます。それでは、各委員さん、御意見等々いかがでしょうか。

●●先生、どうぞ。

○●●委員

説明ありがとうございました。(1)と(3)が、(3)がパブリックコメントで、(1)もパブリックコメントのことと事前周知みたいな話になっていて、少し(3)と同じ話も入っているのかと思ったのですが、そのあたりは、どんな意図で書かれているのでしょうか。もし違うものであれば、違う項目でいいと思うのです。

○事務局

最初にこれを書くのが恥ずかしいのですが、今回の事業を見ていると、やるべきことをやっていない事業というのが非常に多かったところがありました。担当者が替わって、世代が変わってきたのか、それとも、慣れているからゆえに漏れてしまっているのかは分かりませんが、その部分が全くできていないというところについては、一つ目に書きたいと思っています。今回、皆さんから、あまりにも公表ができていないという意見が多かったのかなと印象があります。計画策定しているものが今回たくさんあるので、たまたま目についてしまったのかもしれませんが、そのあたりの部分があったので、そこについては、(1)としては書きたいと思っています。

(3)については、パブリックコメントの実施に当たり、という話で決定したほうがいいのかどうか分かりませんが、先ほど少しお話しいただいたように、今後のことを踏まえて、こういうことをやったらいいよねというように、工夫を少ししましょうという話になります。なので、趣旨としては、(1)は徹底しなさいよというような観点から、(3)については、工夫をしていきましょうという観点から記載させていただいています。ただ、分かりづらいということであれば、内容を少し、その部分を明確にしていきたいと思っています。

○●●委員

ありがとうございました。今お話を伺って、違いについて分かりましたので、お話しいただいたことを書いていただけたらと思いますが、でも、お話を聞いた限りだと、このままでもよろしいのかなとはなんとなく思いました。

あと、(4)については、ここに書くべきなのは少し気になっているところです。市民参加実施に関する提言ではあるけれども、評価方法の見直しは評価に対する提言という感じなので、(4)をここに入れるのか、別のところにするのかは、検討の余地があるのかなと思いました。

○事務局

ありがとうございます。

○会長

●●委員、どうぞ。

○●●委員

●●先生がおっしゃるとおり、(4)は、違う内容のことを書いている。でも中身としては、とても大事なことが書いてあるとは思っておりまして、まさに2番目の段落にあるみたいに、事実の確認だけじゃなくて、その事業の内容を見たとき

に、その方法が適切であったかみたいな、少し上の議論がこの場でできれば、もっと良かったなと思いますので、内容はとてもいいと思います。

よく考えたら、確かに1段落目に書いてある、市民参加の方法を複数、一生懸命取ってくださったのだけれども、例えば告知が不十分で、最終的な評価点数が低くなってしまった。逆に、1個しか市民参加の手法をとっていないのだけれども、完璧にやったので、最終的な評価点数は高くなったということが、確かに実際起っているのかなと思っています。なので、単純に、それぞれのテーマを考えるときに、市民参加の方法をいくつ実施したというようなこと、例えば複数市民参加の手法を検討したことも、評価の対象にしたほうがいいのかと、これを読んで、私、改めて思いました。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

やはり（４）のことについて、感想になってしまうのですが、私も●●委員さんがおっしゃったように、この中での答申ということで含めることが、ちょっとクエスチョンがつくのです。非常に重要な中身が記載されていると思います。現行で、いわゆる市民参加条例に求める基準と、それから水準というところで、私どもはこれまで各事業を見せていただいていたわけですが、参加条例が求める基準につきましても、機械的に、やっているか、やっていないかでマルバツをつけるものだけではなく、例えば審議会については、審議会の内容に応じ、十分に議論できる開催回数を設定しているかというような項目もございました。これは、審議会の中身を見て判断するとか、見ただけでは分からないという部分もあるのですが、このように委員の判断が伴うものも条例基準にもいくつか散見されますので、公平性を担保するということで機械的にやっている、やっていない、できる項目と中身を確認して、各委員の判断でせざるを得ない部分があると思います。

ただ、市民参加条例の基準のところを画一的に、例えば事務局で整理していただいて会議にかけていただいた場合、各課が実施した事業の判断をするなど、負担感も非常に多くなるような気がいたしますので、そのあたりは十分に議論していただきたいというふうに感じております。

○事務局

ありがとうございます。おっしゃるとおりで、やった、やらないだけじゃない基準も入っていたかと事務局でも捉えております。本来、やった、やらないだけでしたら、事務局で確認するということはできるのかなというところは、今思っているところではございます。

○会長

ありがとうございます。あとは、いかがですか。

●●先生、どうぞ。

○●●委員

テクニカルな話になってしまうのですが、(1)の事前周知と結果公表の徹底についてのところで、今ガイドラインみたいなのがあって、おそらく各課はそれを見ながらやられていると思うのですが、各センターに事前周知するというときに、具体的なやり方まで書いていなかったような気がするのですが、それでは分からないからやらない人もいるのかとか、そういうテクニカルな問題もあったりするのでしょうか。そうであれば、例えば、どこに連絡をするとか、どこに持っていくとか、それも書いてあげるといいのかなと思ったのですが、そういう問題でもないのでしょうか。

○事務局

ガイドラインでは、ホームページの掲載の仕方が一緒に載っていたり、どこに掲示しましょうみたいなところで場所の写真を載せていたり、そういったところはしているのですが、全部載せているかといわれると、もしかしたら一部、各センターであれば皆分かるだろうみたいに考えて済ませてしまっているというところもあるかとは思いますが、そのあたりはまた、どのように職員に周知をしていくかというところは考えていきたいと思います。

○●●委員

ありがとうございます。先ほど世代交代もあってという話もありましたし、あと、ヒアリングのときにも、そういう話が少し出てきていたような気がしますので、ガイドライン、マニュアルをもっと分かりやすくするというのも一つ手としてあるのかなと思いました。

○事務局

ありがとうございます。

○会長

●●委員、どうぞ。

○●●委員

市民参加の評価方法の見直しについて、かねがね言っていたと思うのですが、いくつかの事業で、今回、市民の意見を聞く場が重複していることが多々あったと思うのです。なので、共通して聞く場を使うようなことがあるのであれば、その聞く場について私たちが評価して、それを各事業にフィードバックしたほうが、私たちとしては楽なんじゃないのかなと感じました。この事業もさっき出たワークショップだ、というのがあまりにも多いと、評価していて訳分からなくなっちゃうのですね。だから、そういうのも加えていただけると、私たち委員は、もう少し楽に判断できるのかなと思いました。以上です。

○事務局

ありがとうございます。特に今回、同じワークショップ等を3つないしは4つぐらいの計画に同じシートがついているような状況になっていたかと思います。その

ような状況は確かにあったと思っておりますので、どのように整理をして評価をしていくのがいいかというところについては、検討していきたいと思っております。

○●●委員

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○会長

あと、いかがですか。

お願いします。

○事務局

先ほどの皆さんの意見をお伺いしていると、(4)については、今回は市民参加の実施に関する提言なので、除いたほうがいいのではないかとありますが、ほかのところに記述をするという、そういう形でやったほうがいいという意見でよろしいですか。

○会長

皆さん、そういうお考えではないでしょうかね。取捨していただいてということでお願いしたいと思います。

○事務局

はい。総合的評価に書くのか、それとも附帯意見みたいな形で書くのか、そのあたりは今後、検討していきたいと思いますが、今回のこの提言の中には入れないと、(3)の部分には入れないよと。それ以外のどこかに記述をするのか、別に出すのか。そのような形で、趣旨としては踏まえてやっていきたいなということと、あと、先ほどおっしゃられた事業で、一石三鳥、四鳥を狙った事業が今回あって、今、評価については事業単位でやっているの、フィールドのほうで評価をすれば、皆さんの負担も減るだろうというような部分もあるのかなと思いますので、そのあたりも含めて、少し、それについては評価方法の見直しという形になってくるのかなと思いますが、どういう形ができるのかを、次回には、方針としてこんな感じですよというものを示して、最終回で確定という形をしていきたいなと思っていますので、そのようなところで見直して、出させていただければと思っています。

○会長

ありがとうございます。各委員さん、大体この辺で大丈夫ですか。

それでは、御意見を皆様から頂きましたので、あと、事務局から追加の確認等ございますか。

○事務局

資料の3-2につきまして、簡単な説明をさせていただければと思います。

資料の3-2につきましては、総合的評価が終了している事業番号1から18の事業の皆さんから意見を頂いて、最新の答申案に修正したものとなっております。

実際には、資料3-1の4ページの後ろに、それぞれの計画の最終の答申案をつけて最終の答申案としたいと思っているところなのですが、こちらについても、内

容をまた御確認いただきまして、修正点等ありましたら、メール等、何でも結構ですので、事務局まで御連絡頂きたいと思っております。お手数をおかけするのですが、よろしくお願いいたします。

以上となります。会長に進行をお返しいたします。

○会長

ありがとうございます。今お話しいただいた分については、また別途ということなのですが、期限とかは、現時点でございますか。

○事務局

できれば最終の答申案については、最後の審議会の8月25日までには完成をさせたいと思いますので、次回までに頂ければというところはあります。

○会長

そういう意味では、私どもの意見を申し上げるような機会が、まだあるということですね。貴重な機会だと思いますので、皆さん、よろしくお願いいたします。

では、議題の4、市民参加条例の見直しについてに行きたいと思います。

まず、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、本日机上に配付させていただいた、2枚つづりのホチキス留めのもの、資料4を御覧ください。

白井市市民参加条例の見直しにつきまして、本日は、改正の方向性が既に整理いただいている事項の確認と改正の方向性について、議論いただきたい事項がございます。

初めに、条例改正の方向性が、昨年度も含めまして、既に整理していただいている事項について確認をさせていただきます。資料については、1ページ目を御覧ください。

まず一つ目ですが、実施機関の拡大に関することとなります。今後、具体的な計画や条例等が策定されるという可能性がある選挙管理委員会、それから監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会を実施機関に加えるという内容になると思います。今後、各担当の部署と調整を図ることは、これから実施していくところになるのですが、実施機関の拡大について、そちらを加えるというところを昨年度、整理していただいているところになっております。

二つ目が、市民参加の対象に関することとなります。達成すべき共通の基準や目標を掲げるものとなっている、議会にもかけるような案件となる検証や宣言みたいなものについて、広く市民の意見を取り入れるため、新たに対象に加えていくというような内容になっております。

また、昨年度お話ししていただいているところに関しては、制度、例えばごみの分別などについては、市民参加の対象が拡大され過ぎるところで、市民の負担が増えるというところから、制度については対象とはしないこととし、今5番目に、条例だと書いてあるのですが、大規模な施設の解釈というところでは、議会の

議決に付すべきところというところで、金額が議会の議決に付すとされている同額の1億5,000万円以上の大規模な施設の解釈とする旨を示すということを整理していただいたところかと思っております。こちらに関しては、二つ目と三つ目となります。

2ページ目に参ります。

次、四つ目になりますが、審議会等の市民公募委員の選考方法についてとなります。多様な市民層の市政への参加を促すことというのを目的に、現在も実施はしているのですが、無作為抽出公募委員の候補者登録制度というものがありますので、そちらの制度についても、公募委員の選考について位置づけていくといったところが整理をしていただいたところかと思っております。それにより、若い方や女性の参加についても促していけるのではないかとようになっております。

五つ目がパブリックコメントの提出期間になります。現在、条例上は2週間以上となっておりますが、行政手続法の意見公募手続に従いまして、30日以上に提出期間の延長を変更するものとなっております。

六つ目、こちらが市民参加推進会議の再任規定の変更となります。今、市民参加の委員さんにつきましては、再任を1回限りとさせていただいておりますが、識見を有する方、学識の方につきましては、そういった要件をなくすというものになっております。

以上の6点につきましては、昨年度中に条例改正をする点として整理をしていただいたものとなります。

ここまでで、内容が違っているとか、あるようでしたら御意見頂けたらと思うのですが、大丈夫でしょうか。

○会長

各委員さん、ここまでの間で、何か御意見等ございますか。

大丈夫そうですね。お願いします。

○事務局

ありがとうございます。

そうしましたら、3ページ目に移ります。

次は、本日、御検討いただきたい事項となっております。本日は1点挙げておりまして、市民参加の事前周知・結果公表等に関することになります。

表を見ていただきまして、表については、それぞれの市民参加の手法ごとに内容と方法に分けさせていただいておりまして、事前周知、意見の公表、実施に対する結果公表というところで、条例に記載のある事項については丸、記載のない事項についてはバツを記載させていただいております。

これも昨年度、少しお話はさせていただいているようなのですが、事前周知の方法に関して、それから結果公表の方法に関してというところでは、記載がないものもあります。意見の公表については、第8条、第9条で、その内容、方法と

もに記載をさせていただいておりまして、具体的には、図書館で公表するかどうかを昨年度にも少しお話しいただいたところになっているかと思います。

実際に表を見ていただいているところにはなるのですが、あと、パブリックコメントだけはやったよという、その結果公表の内容についても、条例上は公表することが定められていないというような状況にはなっております。

こういった状況がある中で、一つ目の検討事項としては、条例のガイドラインとか最後に逐条解説等もついているのですが、得られた意見のみではなくて、例えば、先ほどもあったのですけれども、市民参加するときの事前周知とか、パブコメをやったときに意見がゼロであっても、そのこと自体を公表するとか、そういったところの記載というのは、今までも評価の時点で確認をさせていただいているということもあることから、意見の公表と併せて条例のほうに記載をしていくか否かについて、御意見等頂けたらと思っております。

検討内容のほうに書いてあるので、一つずつお願いできればとは思っているのですが、まずは、周知、公表の方法など、そういったものを条例のほうに位置づけをしたほうがいいのかどうかというところ、位置づけの有無について御意見を頂けたらと思っております。よろしくお願いします。

○会長

ありがとうございます。

各委員さん、御意見等いかがでございましょうか。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

教えていただきたいのですけれども、周知、公表の具体的な方法、時期についての④の市広報の横に、周知、公表で、審議会を除く、全て除くとあるのですけれども、これが少し理解できないので教えていただきたいです。

○事務局

ありがとうございます。そこの下のところについては、もし周知と公表を条例上に位置づけるよう方法もちゃんと載せるよということでしたら、意見の公表と同様に、どこでとか、どんな方法でというところも必要になってくるかと思ひまして載せているのですが、実際に市の広報については、前回お話もさせていただいている部分もあるかと思うのですが、広報の発行自体が月に1回というような形で発行が減ってしまっているというところもありまして、周知については、なかなか審議会のいつ会議をやりますというところまでをタイムリーに周知するというところは、なかなか難しいと考えているので、審議会については除くというように周知は書かせていただいております。

○事務局

今までも、いつ開催しますというのは、原則としてやっていないです。年1回の会議とかであれば別ですが、いわゆる審議会をつくりますよというのは、広報でご案内して募集をしているのですけれども、今日、審議会をやりますというのを広報で

載せたというのが、1年に1回しかやらないような会議や、募集の際に第1回目が決まっている会議ですと、自分が担当した会議では載せたことは過去にあります。が、それ以外はやったことがないので、条例に書いても達成できないのかなと思います。

また、公表については、これはまた後で段階に説明していきたいなと思っているのですけれども、公表について広報に載せると、広報というのが2か月後の広報に載ってくる形になりますので、基本的にはタイムリーな公表は難しいのかなと思っています。まずは、これを内容と方法を位置づけるかどうかということをお皆さんに伺いたいなと思っています。

実はこれをなぜ皆様にかけたのかと思ったときに、今回ヒアリングをしていた中で、それぞれの担当課のほうで独自に判断をしたというような回答があったと思うのですけれども、いわゆる条例基準といっているものについては、条例と皆様の今までの答申などに基づいて実施してきた先例集というような形でしょうか。その先例の部分と条例を足したもの、いわゆる条例等になるのでしょうか。条例等の基準で皆様それぞれやってくださいねとしていて、それをガイドラインに書いているのですが、条例だけを素直に見ると、今回ここのバツをつけたように、やらなくてもいいと、やりなさいよというのは書いていないのですよ。

過去にずっと担当してきた人だと、これやらないといけないねとか、このガイドラインを見れば書いてあるので、それでやるのですけれども、条例だけを素直に見ると、やらないというようなことがあるので、そこについては、ガイドラインについては、基本的には条例と同じものを分かりやすく書くものがガイドラインだと思いますので、今まで提言してきた内容であれば、基本的には載せたほうがいいのかというふうに事務局では考えているところです。

○会長

各委員さん、いかがですか。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

今これを議論するのですか。じゃなくて、こういうのがあるよということなのですか。どちらなのですか。

○事務局

今回は、条例に位置づけるかどうかを議論いただければと思っております。

○●●委員

一ついいですか。方法の中で図書館がありますよね。これには図書室は入っていないのですよね。だったら、各センターを入れたらどうかなと思うのです。というのは、これは情報公開コーナー、図書館、ホームページは別ですけれども、庁舎に来ないと分からないかなと思ひまして、言わせていただきます。

それと、時期の公表のところで、速やかに実施というのは、速やかというのは、どれぐらいを指しているのですか。せつかくその前、2週間前までに実施と書いて

あるのだったら、1か月にするとか、2か月にするとか、ちゃんとしたほうが、あやふやな表現はやめたほうがいいんじゃないかなと私は思います。

○事務局

ありがとうございます。周知、公表を位置づけるということであれば、そういった内容についても検討するところはございますので、まずは事前の周知や実施したことの公表自体をその内容、方法についてを条例に位置づけるかどうかというところから御検討いただけますと。その上で位置づけるということであれば、もちろん、そういった場所でしたりとか方法でしたりとかというところも出てくるかなと思っています。

○●●委員

よろしいですか。そしたら、条例の中に、これを定めるとして附則として、後で簡単に修正できるようにこれらを入れたほうがいいんじゃないですかね。この場所に表示すると。それについては附則を見てくださいとかのほうが、やりやすいんじゃないのかなと。時とともに情報媒体が変わってくるので、という思いはあります。

○会長

どうぞ。

○事務局

少し整理させていただいてよろしいでしょうか。うちのほうで、この黒丸の三つについて、それぞれまず検討させていただきたいなと思っています。

今のお話については、皆さんの雰囲気を見る限りですと、条例については、これについてはやるということを位置づけしたほうがいいという部分については、1番と2番については載せたほうがいいという理解でいいですか。3番の手続のテクニカルな部分については、いつまでとか、どこで公表するとか、そのあたりについては附則というか、条例に関しては白井市の場合、規則というような形でやっていますので、規則ですと、議会にかけないものになります。ちゃんと決定の過程を踏んでいくのですが、その規則に位置づけるというような形の御提案なのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○●●委員

これ、決まっているというか、ルールは載せたほうがいいと思うのですけれども、反対に載せないほうがいいとすれば、なぜ載せないほうがいいという意見があるのですかね。

○会長

どうぞ、お願いします。

○事務局

載せないという意見があったわけではなくて、載っていないが正しいのですね。今の段階で、この話は多分、あまり具体的な話を今までしていなくて、今回のところで、自分たちも、このところで、公表については二つあるのだなというのはあま

り理解していなくて、意見の公表をしなさいよというのは、全てに対してやりなさいよというところがあったのですけれども。

やりましたよという公表については、条例に規定がないものが多いのですよね。唯一あるのが、審議会と意見交換、ワークショップについては結果を公表しなさいよと言われているのです。審議会については、それが議事録になると思うのですけれども、それでやりましたというような形で公表するのですけれども、パブコメについては、やりましたというのを公表しろという規定がないので、そのあたり整理していく必要があります。

事前周知については、やるなという話は多分ないと思うのですけれども、公表については、意見の公表は全てやるということになっていたのですが、実施に対する結果の公表というような形で分けて、きっちり表記したほうがいいのではないかとこのところで、私たちのほうからの提案です。

○●●委員

分かりました。そうすると、整理すると、要はそれも条例に載せようと思います。が、いかがですかという質問ですか。

○事務局

そうです。

○●●委員

分かりました。

○会長

●●先生、どうぞ。

○●●委員

今の続きなのですけれども、バツのところも丸にするのはいかがですかみたいな話も、全部ということですか。パブコメだけ内容がバツだと、既にやられているのに変だなと思いましたし、事前周知も結構やられているのかなとは思っているので、実態に合わせて丸にしていってもいいかなとは思いますが、どうなのでしょう。

○事務局

方法については、先ほどのお話をお伺いすると、規則に落とし込むというような形は、ひょっとしたらあるのかもしれないです。公表するという部分は、公表しなければならない。規則のほうでは、何条何項に基づく公表は、何々のとおりとするというような形で書いていくというのが、規則に委任するという形になりますけれども、そういうふうにするということがあるので、条例に、情報公開コーナーでやらなきゃいけない、図書館でやらなきゃいけないと書くよりも、そういうふうにやったほうがスマートな形にはなるのですが、いかんせんこの条例に関しては、規則というものが今ないのです。普通は条例と施行規則がそれぞれあるのですけれども、市民参加条例に関してはそういうものはなくて、それを含めてどういう形にするかは、市の法規担当と調整をしながらになりますが、方法とかに関しては、今お話をお伺いする限りだと、条例には書かなくても規則に書けば、やらなければいけ

ないルールとして定まりますので、そこに定めていくというのも一つ方法なのかなというふうには、お伺いして思ったところです。

条例にするか規則にするかは別として、この内容と方法については全て載せたほうがいいのかというのが皆様の意見ということでよろしいでしょうか。それとも、そこはやらなくてもいいんじゃないかという意見なのか、そこだけ意見を頂ければなどと思いますが、いかがでしょうか。

○会長

その辺、皆さん、いかがですか。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

私は分けたほうが良いと思います。

○会長

私も個人的な意見としては、載せていいのではないかなと思います。

ただ、全部、これを載せると、大変な分量というか、かさになるんじゃないかなとは正直思います。あと、さっきおっしゃった規則で対応できるのだったら、それでもいいかなとは思いますが。

●●先生、どうぞ。

○●●委員

載せたほうが良いとは思いますが、載っていないからこそ、職員の方がいろいろ考えて、いろいろ新しい取組が出てきていたような気もするので、その部分も維持しつつ、最低限やるべきことが載るとというのが一番理想的なのかなとは思いました。

規則とか条例になっちゃうと、それだけやれば良いと考える方もいらっしゃるのかなとは思いますが。

○会長

どうぞ。

○事務局

ありがとうございます。おっしゃるとおりなのですけれども、難しいところで、やらなければいけないと皆さんが思っているものについても、今載っていないので、やらなくていいとか、そもそも規則に書いていないじゃないという話は、考え方としてはあるのです。その割にやらないと評価が下がっちゃうというのは、それは職員としてはなかなか難しいのかなと思いました。

ただ一方で、これでやらなければいけないだと、創意工夫が出ないというのは、おっしゃるとおりだなと思うので、難しいのですが、今のお話ですと、取りあえず1番、2番の黒丸の部分については、規則にするか条例にするかはともかくとして、位置づけた上で、その他の工夫があった場合、もしくは、その他の工夫についても、さらに広げられるように、具体的には多分方法の話になると思うのですよね。やらなければいけないという部分については、そこは工夫ではなくて、やるか

やらないかなので、方法については、この後になりますが、3番目として方法と時期という部分で検討して、少し意見を今、頂いたところでありますけれども、皆様にこのあたりについて意見を頂きたいと思っています。

図書館と図書室の話は、昨年度も3月ぐらいに一度、意見交換をさせていただいて、市ではホームページが、結局パソコンがあって見られるんだよねという話だったから、わざわざやらなくてもいいんじゃないかなというのを、やるのは難しいと思いますということで、職員の立場で、私が話をさせていただいて、それを踏まえて皆さんでまた今後検討してもらいましょうねという話をされていて、それが今日になったというようなところになりますので、皆様から意見を頂ければなというふうに思っているところです。

○会長

先生、お願いします。

○●●委員

ありがとうございます。さっきの答申のところの（４）と通じるところなのかなと思うのですが、やった、やらない、どれだけやったかみたいなところを踏まえつつ、あとは、創意工夫の部分はこの会議で議論しつつ、ほかのところにも展開していくみたいな議論ができれば、すごくいいのかなと思いましたので、条例で規定、もしくは規則で規定していただいた部分は、やった、やらないは既を書いてあって、クリックするとその中身が見えるとか、そんな評価票とかがあると、議論しやすくなるのかなと思いました。

○事務局

ありがとうございます。条例か規則かは分からないのですが、そこで規定すると、絶対やるということになるので、今おっしゃってくださったように、やった、やらないみたいなところで、周知した、しないとか、結果を公表した、しないについては、判断ができていくところかなとは思っております。

調査票に関して言えば、できるだけ全てが丸になるようにというところで、条例か規則か、どういったところかというのは、また検討させていただくというところで、どういった形かはまだ分からないのですが、そういったものを位置づけてやるようにということで位置づけていくということよろしいでしょうか。ありがとうございます。

実際に違うところに位置づけていくというところで、最低限やったほうがいいところはどこかなのかということも、皆さんに御検討いただければと思っております。昨年度中のお話ですと、情報公開コーナーと図書館、ホームページの三つについては、今の条例の書き方だと、どこか一つでもやっていけばいいですよというような書き方になっているので、全てでやるようにというような文面に変更していくというようなお話をさせていただいたかと思うのですが、そのような形で、例えば情報公開コーナー、図書館、ホームページについては、必ず周知なり、結果公表

なりするところというふうに位置づけをするような文章に変えていくという形がいいのか。

先ほど●●先生からもお話あったので、載っていないからこそその新しい方法というところもあるので、そういったところで、どのような場所というか、書き方というか、例えば他市の場合だと、複数はやったほうがいいので、この中から複数なり、二つ以上なりという書き方をしている市もあるようなので、そういった方法を選択してやるようにみたいな書き方のところも方法としてはあると思います。この三つでは絶対やるみたいな書き方でいくというところでもいいのか、そうではなくて、もう少しこういったほかの新しい方法もできるような柔軟な書き方にといいところのほうがよろしいのかというところでアドバイス等頂ければと思っております。

○会長

ありがとうございました。各委員さん、いかがでしょうか。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

最低限、この三つなら三つで開示するとか、三つは必ず含んで、その他の方法も考えなさいよとか、その文章は、あまりいいとは思わないのですけれども、そういう工夫をされたらどうなのかなと思いました。

それと、課長さんからあった前の話で、各センターにはパソコンがあるので、ホームページが見られますよという話だったのですけれども、やっぱりふらっとセンターに行ってきたらきょろきょろとしたときに、目に留まらないですね。隣の市を散歩していると、掲示板があって、そこにいろいろ張り紙がしてあるのですよね。白井は、ないような気がするのですよ。僕らが住んでいるところだけかもしれないのですけれども、目につかない。桜台センターの、さっきの話じゃないのですけれども、改修についても全然知らなかったのです。

なので、最低限、住民が集まるところで、追加で公表していますかというのもあったので、そういう文言を入れたほうがいいのかとは思っています。

○会長

●●委員、どうぞ。

○●●委員

今の●●さんの意見にプラスで、最低限、何とかということに加えて、この言葉を入れると効果があるかどうかは別にして、すごく考えたのは、テーマによって、どういう告知方法が有効かというのは職員の方に考えていただきたいですね。なので、例えば最低限これをやる、プラス、あとはテーマに応じて工夫するみたいな、そうはいっても職員の方が考えたぞと言ってしまえば、条例に書いてあっても、やるかやらないか分からないのだけれども、やっぱりそのところを考えていただきたい。そういうふうに加えていただくといいかなと思います。

○事務局

ありがとうございます。そうしましたら最低限、プラス、言葉は検討しますが、テーマによってとか、住民の集まる場所でなど、そういうものを加えるというような、書き方を少し考えてみたいと思うのと、あと、最低限のところをどこにするかというところは、もう一度確認させてください。最低限のところ、多分、昨年度だと、情報公開コーナー、東庁舎の1階にあるところになるのですが、そちらのほうは庁舎内というところもありまして、最低限というところでのお話を頂いていたかと思うのですけれども、そちらは最低限の中に入れておくでよろしいでしょうか。

あと、図書館のほうは、図書館を外すというわけではないので、図書館は必ずというところで、最低限の中に入れるかどうかというところかと思うのですが、いかがでしょうか。実際に今評価している中で、図書館のところは評価のところの視点には入れていただいているところかと思うのですが、最低限そこでもやっていくというところの場所に入れさせていただくことでよろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

○会長

いかがですか。

○●●委員

逆に言うと、我々委員としては、当然と思っていると思うのですよ。今さら最低限に入れる、入れないという話ではないと認識しています。

○事務局

ありがとうございます。確認なのですが、もともと図書館は、条例には一切書いていないもので、当時、市民から、この会議の中で、白井市は土日に庁舎に入れなかったのが、情報公開コーナーに入れないんじゃないかと。情報公開コーナーに入らないと、土日しか予定が空いていない人は見ることができないんじゃないかという意見がありまして、土日に開いている図書館に情報公開コーナーと同じような機能を持たせたほうがいいんじゃないかというところで始まっているところがあります。

○会長

そういう意味なのですね。

○事務局

はい。ただ、今では、土日に市役所、情報公開コーナーに入れるので、その当初の目的は消えてはいるのですけれども、ただ、その話をしてから十何年たっていますし、実際、図書館の情報コーナーには随分資料がそろってきています。そこで、今回、そこについては入れることでいいですかというのを聞いているというような状況になっています。

もともとの趣旨からは、図書館じゃなくても達成できるのですけれども、一方で、積み上げてきたものは結構あるので、皆様のお話からすると、図書館は明記したほうがいいのかということでもいいのですよね。分かりました。

○会長

前提で我々話しているつもりだったのです。だから、むしろ、先ほど●●委員さんがおっしゃったセンター含めるのも、ぜひというふうに私は個人的に思いました。

●●先生、お願いします。

○●●委員

ヒアリングのときに少し話題になったかと思うのですが、各センターに持っていくのが大変とか、そういう話が出ていましたでしょうか。

○事務局

昨年、事務局から話をした中では、各センターで画一的に実施するのは非常に難しいですよということと、各センターに職員を配置し、メールでやって、これを掲示しろという話をすることは、それはできるよねということで前回も言われたと思うのですが、今、指定管理者がやっているという状況になってくるので、なかなかそこを画一的にすることは難しいので。職員が貼りに行くと、意外と時間かかって、半日じゃ終わらないぐらいだなというようなところはあるのかなと思っています。

ただ、それは先ほど言った中で、必ずにするのか、それとも、工夫してくださいという話にするのかでも、また違ってくるのかなと思いますし、ただ、今のお話の中で、そういうところに情報を提供したほうがいいよねという提言であればいいのかなと思いますけれども、条例でとなると、なかなかこのタイミングですぐにできるかという、反対まではいかないけれども、大変だなと感じる職員は多いのかなと思います。

○●●委員

ありがとうございます。図書館は、その点はそこまで大変じゃないですか。

○事務局

図書館はもうやっていますので、やっていないという事例はたまにあるのですが、やらなきゃいけないというふうには思っていると思います。あとは、そんなに遠い場所でもないの、比較的、ハードルは違うのかなと思います。

○●●委員

ありがとうございます。

○●●委員

よろしいですか。出先は、いくつあるのですか。

○事務局

いわゆるセンター施設が6になりますし、あと、それ以外の何とかセンターとかを入れていくと、例えば福祉センターとか、今パブコメのときは置いたりしていますので、もう少し多いのかなと思います。

○●●委員

でも、市民参加させたいのですよね。それは、行けないというのは職員マターであって、住民マターじゃないかと、すごく感じました。駄目だったら、PDFでも何でも、メールで送って印刷してもらったのを貼ればいいんじゃないですか。第三者に管理してもらっているけれども、管理することが仕事なのだから、貼ってもらったらいと思うのですよ。だから、その先のことを考えて、職員が嫌だなということを考えていたら、いいほうに行かないと僕は思います。それはなしで、皆さんで、ここにやったらいい、最低限ここが必要だという議論をしたらいいんじゃないでしょうか。以上です。

○事務局

職員が反対するから駄目と言っているわけではなくて、前回言ったのは、3月の段階では、職員としてそう思うけれども、それも含めて皆さんで検討してもらえばいいと思っていますという話をしたので、大変か大変じゃないかという話をしているだけなので、それは皆さんで決めていただければ、それでいいのかなとは思っています。皆さんから答申、提言という形をいただきますので、それを踏まえて職員がどうするかというのを決めていくのかなと思っています。

○会長

●●委員、どうぞ。

○●●委員

ここに書いてある情報公開コーナー、図書館、市ホームページ、これは必須として、例えばその他必要と思われるものというようなことで、その中で、例えば各センターとか、ほかにもいくつかあると思うのですが、そういう候補を挙げていただくというような、そんな工夫もお考えになっていただくといいのかなというふうに思いました。

○会長

●●委員、どうぞ。

○●●委員

あと、恐らく現実的には今書いてあるようなところに集約されるかと思うのですが、結局、市民の数がいたときに、それをどのくらいカバーできるかという理屈から考えれば、例えば情報公開コーナーは、市役所に来る人が、月どのくらいいますよとか、図書館利用者がなんぼとか、ホームページにアクセスする人が何人とかという理屈で立ち上げていくと、これを三つやると8割人口をカバーできるね。後付けしたらよくないですかね。一定の理屈としては、そういう考え方が取れば、今の場所でも十分よいかもしれないと思います。

○会長

●●先生、どうぞ。

○●●委員

あとは、最近LINEとかで公開することもあるので、そうすると、結構若い人たちにも知ってもらえますし、そういう新しい手法も出てきてはいるので、先ほど

おっしゃったように、その他とかいくつか選択できる、あと、テーマに合わせて選択できるような形がいいのかなと思いました。

○事務局

ありがとうございます。やって当然というところでは、情報公開コーナーと、今、条例上では位置づいていない図書館を位置づけるような形と、市のホームページというところは、ある程度必須でやるところとさせていただくということでしょうか。

実は今、条例に位置づいているのは、市広報です。広報については、先ほどお話しさせていただいた部分もあるのですが、発行数が少なかったり、タイミングで2か月前に原稿を上げないといけなかったり、そういったところがあるので、なかなか広報で全てをとというのは難しい状況にあるというところで、必須からはなかなか難しいので外させていただいて、例えば年に1回の会議であったりとか、テーマの内容であったりとかによって、その他のところで広報するものはしていくというような形でもよろしいでしょうか。

広報に関しては、今条例に載っている、というところから、必須のところから外させていただくお考えでよろしいですか。

しかしながら、これに関しては、市の職員としたら、広報に載せるというのは必要だなとは思っているのですよね。

結果の公表については難しいのですが、周知に関しては、広報に載せるというのは、これは皆さんでこの後検討していただければいいのですけれども、比較的職員としては思いつきやすい方法です。

あと、1点だけ漏れたのですが、FAXというのが実はありまして。FAXは除いても問題ないのかなとは思ってはいるのですけれども、そこについてはどうでしょうか。

パブコメの提出方法にFAXというのが入ってまして。周知場所ではないのですけれども、手法として記載されています。

○会長

●●委員、どうぞ。

○●●委員

ファクシミリというのは、現実的には、それによってパブリックコメントの提出というのは、どれぐらいあるものなのでしょうか。

○事務局

調査票の中でメールなどが大分増えてきていて、FAXのところには数値が入っているのは、数としては、相当少ないんじゃないかとは思いますが。本日修正させていただいた27の事業でも、調査票を見て、パブリックコメントをちょうど直させていただいたところにはなるのですけれども、そういったところも9件出ているうち、電子メール3件と電子申請のサービスのほうが6件という形で、ファクシミリのと

ころに、あまりたくさんの件数が入っているという事業は、今年度に関しては、なかったと思います。決して全部がゼロということではないかもしれませんが。

〇〇〇委員

ということであれば、今、例えば使われていないとか、時代が変わっているからという、それはありだと思っています。反対に、さっき〇〇さんがおっしゃったみたいに、SNSとかLINEとかが、例えば、あれば、そういうのを採用するということがあると思います。例えば事務局で、今みたいにFAXは、例えば3年間ないのでやめますよという提案をしていただいて、その代わり、何とかを入れますよとか、そういう、それぞれを入れたり抜いたりすることの理由もセットで御提案をいただければ、その理由を基に判断ができるのですけれども、ざっくりと広報はどうでしょうかと言われても、でも広報は、俺よく見ているよねと言うと、反対するじゃないですか。だから、そう聞かれても、正直言うとすごく答えにくいです。

〇事務局

失礼しました。先ほどのお話でいうと、広報については、いろいろなところで見ている方、こういう審議会委員の方になると見ている方が多いのですが、市の職員は全員見ているだろうと思ってはいるのですけれども、実際、広報のところの文献などでやると、3割から4割ぐらいの人しか見ていないというような状況にはなっているようなところではあります。

確かに、この全く情報のない中で、どうでしょうかと聞いても、何の根拠もなくやっていないので、そこについては改めてお出ししたいと思っていますが、基本的には、先ほどの、まずは、前回のところを踏まえての意見だったので、ここについては、出し方として、このような形になってしまった。もともと前回の3月の意見を踏まえての提案だったので出したのですが、そのあたり、もう少し丁寧に出させていたいただきたいと思いますが、今お話しいただいたところで、1から3については、三つについては必須だという部分については、皆さんの中で合意が取れていると思いますので、そのあたりを含めて、いろいろなところの方法がありますよというように出させていただければなと思っています。

周知と公表についても、ここについては、先ほど言ったように、ほかのところはどうしているとかという部分は多分出していないので、この形で考えてくださいというところも、今の段階では難しいかなと思いますので、本日の段階では取下げをしまして、次回の会議に向けて、少し皆様に資料などをお示ししながら対応させていただければと思っています。

〇会長

特にご意見などございませんか。大丈夫そうですか。

あと、事務局から確認したいことなどありますか。

〇事務局

今、確認をさせていただいたところかと思いますが、次回に向けて、資料等不足しているところもありましたので、改めて配布させていただいて議論いただければと思います。以上です。

○会長

そうしましたら、今日の議題が以上となりますかね。

それでは、その他についてよろしくお願いします。

○事務局

その他については、もうすでに一度お伝えはしておりますが、本日お配りした資料3-2について、こちらの確認をお願いしたいと思っております。修正点等ございましたら、お手数ですがメール等で事務局までお知らせいただければと思っています。よろしくお願いいたします。

その他については、以上となります。会長に進行をお返しいたします。

○会長

ありがとうございます。特にその他に関しては御質問等ございますか。

よろしいですかね。分かりました。

それでは、本日の議題は以上ということでよろしいですか。

では、特にはないようですので、本日の会議は終了ということで、ありがとうございました。お疲れ様でした。